

タイ市場におけるSNSを活用した 情報発信業務委託仕様書

1 業務名

タイ市場におけるSNSを活用した情報発信業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

本業務は、タイ市場において最も利用率が高く、コミュニケーションツールとして機能しているSNSを活用し、秋田県の観光資源の魅力を戦略的に発信することで、認知度の向上及び訪日タイ人観光客の秋田県への誘客促進を図ることを目的とする。

4 業務内容

受託者は、本業務の実施にあたっては、県が別途貸し出す「ターゲットペルソナ（タイ市場）」を十分に分析し、そのペルソナに合致した具体的かつ効果的なアプローチ手法を提案すること。

SNSアカウントは既存のAkita JapanのFacebookアカウントを活用すること。また、便宜上必要となる場合は、Instagramを立ち上げることも可能とするが、その場合の経費は委託料の上限の範囲内とする。なお、投稿内容はFacebookと同時投稿で構わない。※Akita Japan(<https://www.facebook.com/akita.japanfan/>)

(1) 戦略の立案・運用体制の構築

- ・プロフィールの最適化：秋田県庁公式であることを明示するアイコン設定、自己紹介文(2026年現在の検索アルゴリズムを考慮したキーワード選定を含む)、公式サイトURL、問い合わせ先の適正な配置を行うこと。
- ・タイ市場で特に多い「子供同行のファミリー層」や「20-30代の夫婦・カップル層」等ターゲットペルソナの琴線に触れるトーン&マナーを設定すること。

(2) コンテンツ制作

- ・年間投稿計画を作成し週1回以上(月5本以上)の投稿を行うこと。
- ・投稿計画は契約締結年月日から令和9年5月末までのものとし、令和9年4月、5月の投稿については、予約投稿にて令和9年3月中に完了すること。
- ・投稿用素材の編集加工：県が提供する動画素材(1分程度に編集済みのもの)および画像素材を使用することができる。ただし、提供素材の網羅性やクオリティ、最新性について県が完全に保証するものではない。
- ・投稿計画に応じた内容をSNSアルゴリズムに最適化されるような投稿文で作成すること。なお、投稿文については、タイ市場に最適化したタイ語(口語表現)へ翻訳またはタイ語で記載すること。なお、投稿文を最初からタイ語で作成する場合は、

簡易的な日本語翻訳をつけて投稿前に県に確認すること。

- ・ 翻訳については、固有名詞の誤りがないか、タイ市場のSNSに合った翻訳となっているか必ず確認をすること（単なる日本語の直訳ではない）
- ・ 必要に応じて画像や動画に翻訳した字幕の埋め込み、および世界観に合致したBGMを必要に応じて付与すること。

（3）分析・改善提案

- ・ 県が常時各種インサイトデータを迅速に閲覧できるよう、自社開発SaaS等を十分に活用し、数値集計の補助を行うこと。
- ・ 単なるリーチ数だけでなく、「他者推奨力」や「訪問回数増」に繋がったか等を、2ヶ月に1回の報告書にて定量的・定性的に分析すること。報告内容は受託決定後、県と協議の上決定する。

（4）コミュニティマネジメント

- ・ ユーザーからのコメントに対しタイ語（口語）等コメントの言語に合わせた形を用いて迅速かつ丁寧な返信を行うこと。
- ・ DM（ダイレクトメッセージ）への対応を行うこと（ただし、予約代行等の実務は含まない）。

（5）プロモーション（広告運用）

- ・ フォロワー獲得およびリーチ拡大のため、ブースト広告を運用すること。

（6）KPI（指標）

以下の内容について、KPIを提示すること。

- ・ 重要指標：月間エンゲージメント数（いいね、コメント、シェア、リンクの保存）
- ・ 参考指標：アカウントのフォロワー増、公式サイトへの流入数。

（7）その他

- ・ 令和9年度以降、タイ、シンガポール、マレーシア向けにSNSやインフルエンサーを活用した事業を実施するにあたっての検討を継続的に実施すること
- ・ その他、秋田県の認知度向上や誘客促進に資するもので、受託者が提案する業務を実施することができる。ただし、経費は本契約額の範囲内で行うものとする。
- ・ 投稿内容についてタイ現地の視点を入れるため、別事業で県が契約するセールスサポート事業者に事前に投稿文を共有し、アドバイスを受けることがある。
- ・ 提案については4（1）～（6）までの内容を自由に提案するものとする。

5 成果物

- ・ SNS運用マニュアル（タイ語対応フロー等）
- ・ 2ヶ月ごとの分析レポート
- ・ 年間実績報告書

6 契約に関する条件等

(1) 報告書の提出

- ・本業務の実施状況については、2ヶ月に1回程度の報告のほか、契約期間満了時には実績報告書を提出すること。
- ・上記報告のほか、必要な場合は適宜書面にて状況を報告すること。

(2) 再委託等について

- ・受託者は本業務のすべてを第三者に再委託し、又は、請け負わせてはいけない。
- ・受託者は本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、実施体制等を事前に書面にて提出して委託者の承認を得るものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

- ・委託者は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ・受託者は前記要求があったときは、当該要求に係る対応を決定し、10日以内に委託者に書面で提出しなければならない。

(4) その他

- ・受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後も同様とする。
- ・受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- ・この仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、決定する。